

5分で  
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

# 相続・贈与マガジン

2016年  
**9**月号

## CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

「おひとりさま」の相続人は90歳の母!  
相続税負担を考えた解決策は? 前編

今からできる相続対策 3ページ

相続税の税務調査はどう行われる? あらかじめ実態を知っておこう

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

孫のために預金口座をつくっている場合はどうすればいい?

数字で見る相続

# 81.8%

「81.8%」とは、国税庁が発表した「平成26事務年度（平成26年7月1日～平成27年6月30日）における相続税の調査の状況について」から、相続税の実地調査件数12,406件のうち、申告漏れ等の非違件数10,151件が占める割合を指します。

相続税を申告すると、約22%の高確率で税務調査が来ます（平成26事務年度の相続税の申告書のある被相続人数は5万6,239人）。なおかつそのうち8割強が申告漏れ等の非違（間違）を指摘されてしまうのです。

申告漏れ課税価格は3,296億円。これを実地調査件数で割ると、1件当たりの申告漏れ課税価格は2,657万円となっています。申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金が最も多く、1,158億円と35.7%を占めています。

相続税の税務調査では、現金・預貯金について重点的に調べられます。「相続税を申告したら、税務調査が来る」と想定して、現金・預貯金を中心に対策を進めましょう。

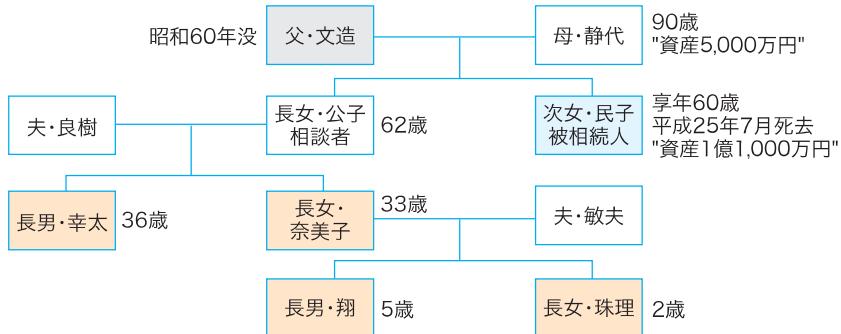
相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください。

# 「おひとりさま」の相続人は90歳の母！ 相続税負担を考えた解決策は？

**前編**

※記事内の名前はすべて仮名。

設定は実話に基づき一部脚色しています。



相続税改正前の平成25年のことです。関東の郊外住宅地に住む公子さん(62歳)は、「おひとりさま」の妹・民子さん(享年60歳)の相続税の相談にきました。民子さんは大卒後小学校教員を務め、結婚することなく仕事に打ち込んでいました。定年退職後、第二の人生を送ろうとした矢先に急逝。退職金や父・文造さん(昭和60年死去)からの相続財産もあり、資産は現預金を中心に1億1,000万円ありました。

公子さん、民子さんの母・静代さんは90歳で心身ともに健康。民子さんと同居しておりました。静代さんの資産は、夫・文造さんから相続した資産5,000万円がありました。

民子さんの財産を受け継ぐ法定相続人は、誰になると思いますか？

この場合、民子さんの法定相続人は、母の静代さんになります。姉の公子さんではありません。

静代さんが相続する場合、相続税がかかります。平成25年当時の税法ですと、(1億1,000万 - 基礎控除額6,000万) × 20% - 控除額200万 = 800万円の相続税となります。

静代さんが民子さんの資産1億1,000万円を相続すると、自身の資産5,000万円と合わせて、1億5,200万円もの資産となります。この資産はそう遠くないうちに、長女の公子さんが相続することになるのです。

もし、公子さんが静代さんの資産を相続した場合、相続税はどうなる

か。平成27年以降の新税法で(1億5,200万 - 基礎控除額3,600万) × 40% - 控除額1,700万 = 2,940万円の相続税負担を強いられます。

## 「母の相続放棄」で問題解決

90歳の静代さんが、以後の生涯で1億5,200万円の資産を使い切ることは考えにくいです。一方、公子さんには2人の子供と2人の孫がいて、何かと物入りです。

そんな状況下で、どのような解決策を取ったのか。まだ民子さんの相続発生から2ヵ月しか経っていないかったので、静代さんに相続放棄の手続きをしてもらい、民子さんの財産は、姉の公子さんが相続することにしました。このときの公子さんが負担する相続税は800万円で、1億円超の資産が手元に残りました。

民子さんの相続問題は解決しましたが、これで終わりではありません。続いて、静代さんの相続対策に着手しました。(後編へ続く)

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

### POINT

- 晩婚化、未婚化が進む現代、高齢の親が子供の相続人になるケースが珍しくなっている
- 親が相続するときは相続税負担を考えた対策を取ろう

記事提供：相続・贈与相談センター本部  
税理士法人エクラコンサルティング

# あらかじめ実態を知つておこう 相続税の税務調査はどう行われる？

1ページで紹介したように、相続税を申告すると、申告期限から1~2年後にかなりの確率で税務調査が来ます。実際、税務調査はどのようにして行われるのでしょう。今回は、税務調査の流れについて解説します。

税務調査とは、行政機関が納税者の申告内容を帳簿などで確認し、誤りがあれば是正を求める一連の調査です。突然、税務調査官が自宅に訪れるわけではなく、あらかじめ「税務署です。○月×日に調査に行きたいのですが」というように電話がかかってきます。

ここで「わかりました」と即答せず、「税理士に確認して、折り返し連絡します」と言って、いったん電話を切ります。その際、以下の内容を必ず聞いておきましょう。

- 税務調査官の名前、所属部署(所属部署によって調査の意味合いが異なります)
- 税務調査の日時、日程(税務署の希望)
- 調査理由
- 用意すべきもの

税務署から電話がかかってきても、決して慌てないでください。そもそも税務申告をした税理士が「税務代理権限証書」を提出していれば、税理士がすべて対応してくれます。余裕を持って税務調査の日程を設定してくれるので、その間で準備とリハーサルを行いましょう。

**一見世間話のような  
やり取りでも  
調査官の質問には意図がある**

相続税の税務調査に関しては、調査官からは主に次のようなことを質問されます。

- 被相続人について(出身地、被相続人の両親・兄弟姉妹、経歴、趣味など)
- 相続人について(職業、配偶者等親族関係、生前贈与の有無など)
- 被相続人の病状について(病状や経過、入院先や入院期間など)
- 経常収入や財産について(財産管理者、不動産権利書や預金通帳の保管場所、申告済金融機関以外の取引の有無など)
- 遺産分割協議について(遺産分割協議の状況、未分割の場合の各相続人の主張内容など)
- その他(相続人以外に財産の配分を要求する者の有無、海外資産の有無など)

一見世間話のようなやり取りであっても、調査官の質問には、一つひとつ意図があります。調査当日、極度にあがってしまい、余計なことを話してしまうと、税務調査官から誤解や指摘を受ける可能性があります。不用意な一言が致命傷にもなりかねないので、税理士から指導を受けておきましょう。

調査が終わると、修正申告、加算税、延滞税などの確認をして、指摘事項への対応を経て、完了します。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



# 孫のために預金口座をつくっている場合はどうすればいい?

**Q** 現在2歳のかわいい孫のために、孫名義で預金口座をつくり、毎月決まった額を入金しています。私が死んだら、この預金は自動的に孫のものになるのでしょうか？

**A** 死後自動的にはお孫さんの預金になりません。  
対策を打たないと税務調査でトラブルになります。

お孫さんが現在未成年なのに、まとまった金額の預金口座を持っていると、税務署がチェックします。

- 通帳・印鑑の管理・支配は誰が行っていたか
- 名義財産の原資は誰が負担していたか
- 贈与税の申告をしているかどうか

つまり、あなたが亡くなった時点で、お孫さん名義の預金の通帳や印鑑の場所を、お孫さんやその親(=息子・娘)が把握していないかったり、口座の存在を知らないかもしれません。すると、即刻名義預金とみなされ、亡くなったあなたの財産として扱われます。また、お孫さんの名義になっている預金が、あなたの口座から振り替えられていると、名義預金とみなされる可能性が高まるでしょう。

現時点できることとして、次の2つが考えられます。

- まず原則として適切なタイミングでお孫さんとその親に預金の存在を知らせ、通帳と印鑑を渡し、自由に使ってもらう
- 毎月毎年同じ額を入金するのではなく、金額に差をつける工夫

夫をする。さらに毎年110万円以内の贈与ではなく、ある年にはいくらか基礎控除額を上回る贈与をして、少額でも贈与税を払っておく

そもそも所得の原資が祖父母ならば、孫が自分で管理しても、税務署は祖父母の預金とみなします。もし多額の預金がある状態で祖父母に相続が発生すれば大変です。贈与税の申告をしていなければ、税務署は相続税を課税しようとしています。

せっかくお孫さんに内緒で預金口座をつくっても、税務署から名義預金とみなされ、お孫さんが税金を支払うことになってしまいます。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

## 相続は経験と技術で 大きな差が出る事をご存知ですか？

### 1.熟練した相続専門力

相続税申告件数年間100件超えの経験値

### 2.正確無比なスピード

相続専門チームによる技術力

### 3.分かりやすさ

内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

# 凄腕。

相続職人集団

相続に特化した税理士法人です。

税理士法人オグリ [名古屋本部]  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15  
名古屋フコク生命ビル6F

相続無料相談実施中！

お問い合わせは  
TEL：052-222-1600  
(担当：相続部門 小林・浜川)